

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（介護福祉士試験）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第三十九条第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設の設置者が法第二条第二項に規定する介護等（次条において「介護等」という。）に関する専門的技術について行う講習であつて、第二十三条の二第一項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者については、その申請により、介護技術講習を修了した日後引き続き行われる次の三回の実技試験を免除する。</p> <p>（介護技術講習）</p> <p>第二十三条の二（略）</p> <p>2 第二十二条第四項の届出は、介護技術講習を実施する日の属する年度におけるすべての介護技術講習についてそれぞれ次に掲げる事項を記載した書類（次項において「介護技術講習実施届出書」という。）を、当該年度開始前に、厚生労働大臣（法第三十九条第一号から第三号までに</p> | <p>（介護福祉士試験）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第三十九条第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設の設置者が法第二条第二項に規定する介護等（次条において「介護等」という。）に関する専門的技術について行う講習であつて、第二十三条の二第一項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者については、その申請により、介護技術講習を修了した日後引き続き行われる次の三回の実技試験を免除する。</p> <p>（介護技術講習）</p> <p>第二十三条の二（略）</p> <p>2 第二十二条第四項の届出は、介護技術講習を実施する日の属する年度におけるすべての介護技術講習についてそれぞれ次に掲げる事項を記載した書類（次項において「介護技術講習実施届出書」という。）を、当該年度開始前に、厚生労働大臣に提出することにより行うものとする。</p> |

規定する都道府県知事の指定した養成施設の設置者が講習を行う場合に
あつては、当該都道府県知事。次項及び第四項において同じ。）に提出
することにより行うものとする。

一～八 (略)

3～5 (略)

(権限の委任)

第二十八条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げ
る厚生労働大臣の権限（国の設置する学校又は養成施設に係るものを除
く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三号に
掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三
号まで若しくは第五号に規定する学校の指定に関する権限

二 (略)

(削る)

三 令第六条及び第七条に規定する権限（学校に係るものに限る。）

2～4 (略)

一～八 (略)

3～5 (略)

(権限の委任)

第二十八条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げ
る厚生労働大臣の権限（国の設置する学校又は養成施設に係るものを除
く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号に
掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三
号まで若しくは第五号に規定する学校又は養成施設の指定に関する権
限

二 (略)

三 令第六条及び第七条に規定する権限（学校に係るものを除く。）

四 令第六条及び第七条に規定する権限（学校に係るものに限る。）

2～4 (略)